【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年2月17日提出

【計算期間】 第2期(自 2024年5月21日至 2024年11月20日)

【ファンド名】 SMDAM Active ETF 日本高配当株式

【発行者名】 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 竹本 政司

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03-6205-0265

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、主として日本の取引所に上場する株式に投資し、中長期的な株価の上昇と配当収益の確保による信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 口 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
	国内	株式	M M F
単位型		債券	
	海外	不動産投信	MRF
追加型		その他資産 ()	
	内外	資産複合	ETF

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般	年1回	グローバル
大型株 中小型株	年2回	日本
債券	年4回	北米
一般公債	年6回(隔月)	区欠州
社債その他債券	年12回(毎月)	アジア
クレジット属性	日々	オセアニア
不動産投信	その他	中南米
その他資産	()	アフリカ
()		中近東(中東)
資産複合		エマージング
資産配分固定型 資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

- 1.単位型投信・追加型投信の区分
- (1)単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンドをいう。
- 2.投資対象地域による区分
- (1)国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外 の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 3.投資対象資産(収益の源泉)による区分
- (1)株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的 に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の 記載があるものをいう。

- (4)その他資産…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4.独立した区分
- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...
 - 「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5.補足分類

- (1)インデックス型…目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指 す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。 なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1.投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの をいう。

中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4)その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5)資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2.決算頻度による属性区分

年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい う。

年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい う。

年4回... 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)…目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをい う。

年12回(毎月)…目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある ものをいう。

日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3.投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を 含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり…目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為 替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7.特殊型

ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等) や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を 目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある ものをいう。

その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2023年11月28日信託契約締結、設定、運用開始2023年11月29日受益権を東京証券取引所に上場

(3)【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」 証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)の作成等を行 います。

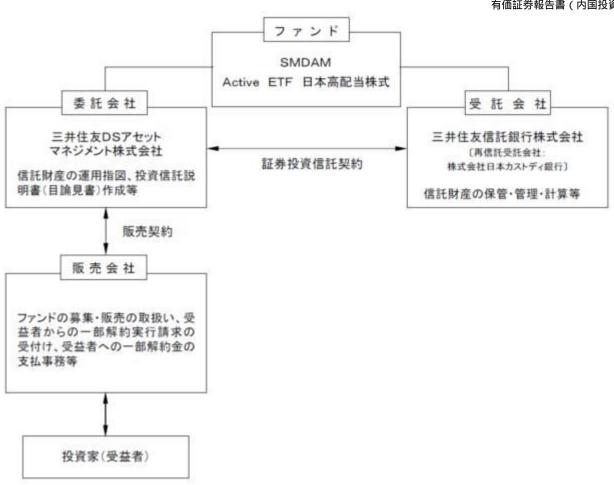
(口)受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(八)販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの 募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への一部解約金の支払 事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ)資本金の額

20億円(2024年12月30日現在)

(口)会社の沿革

1985年 7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント

株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信 株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら 投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式

会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ)大株主の状況

(2024年12月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1

株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- イ 主として東京証券取引所に上場する株式に投資を行い、企業の経営姿勢が現れる"配当"に着目 して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の中長期的な成 長を目指して運用を行います。
- 口 株式への投資にあたっては、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼をおいて、総合的に評価し、予想配当利回りが市場平均 を上回る銘柄の中から組入れ銘柄を選定します。 市場平均とは、TOPIX(東証株価指数)の予想配当利回りをいいます。
- ハ なお、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘 柄の入替えを実施します。
- 二 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ホ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- へ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ト デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または 負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とす る資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ファンドの特色



日本の株式の中から、企業の経営姿勢が表われる「配当」に着目して投資します。

- ■主として、東京証券取引所に上場している株式に投資します。
- ■企業の配当政策と予想配当利回りの観点から評価し、予想配当利回りがTOPIX(東証株価指数)の市場平均を上回る銘柄の中から投資対象銘柄を選定します。



予想配当利回りとは

株価に対する予想年間配当金の割合(1株当たり予想年間配当金÷株価)です。



受益権を東京証券取引所に上場する、上場投資信託 (ETF) です。

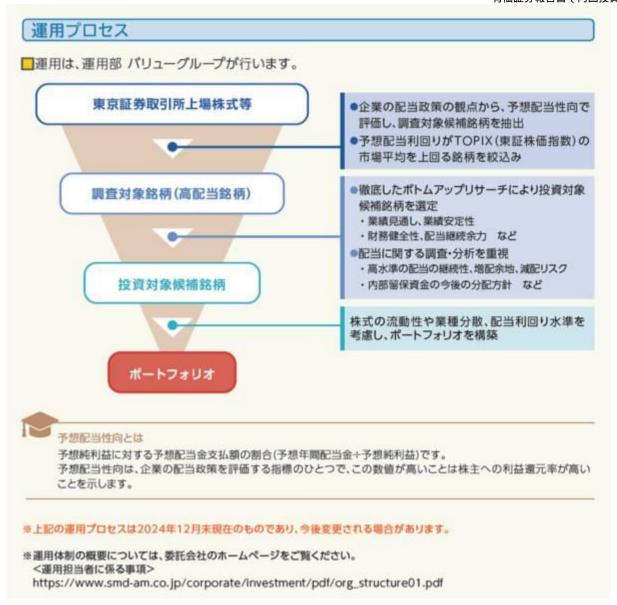
- ■受益権は、東京証券取引所に上場しています。
- ■販売会社を通じて購入・換金するほか、東京証券取引所においても売買することができます。

	販売会社を通じて 申込みする場合	東京証券取引所で 売買する場合
売買価格	申込受付日の基準価額±信託財産留保額 購入:基準価額+信託財産留保額 換金:基準価額-信託財産留保額	取引時点の市場価格
売買単位	20,000口以上 20,000口単位	10口単位
その他	・申込受付は正午までです。 ・購入は金銭の拠出、換金は金銭の受取り となります。	・東京証券取引所の立会時間中に取引可能です。・取引方法は、原則として株式と同様です。

- 3
- 年2回 (5月および11月の20日) 決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- ■経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- ■分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ! ご留意いただきたい事項 -

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいい ます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。)
 - 3.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 4. 金銭債権
- (口)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1. 為替手形
- ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券

- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で 定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第 1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項 第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号に定めるもの以外のもの
- 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 23.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

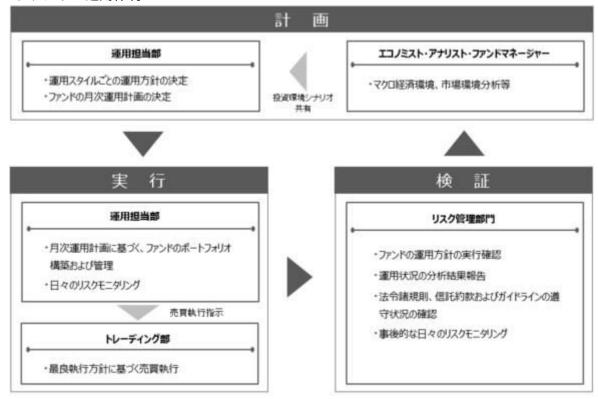
委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン

- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。 ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

口 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、 信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4)【分配方針】

- イ 毎計算期末(年2回。5月、11月の各20日。)に、経費等控除後の配当等収益(配当金、利子、 貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいま す。)の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には、委託会社 の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保 証するものではありません。
- ロ 売買益(評価益を含みます。)からの分配は行いません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

(5)【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限 イ 株式への投資割合には、制限を設けません。

- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 二 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品 取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2 条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている 株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式 の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する 株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社 が投資することを指図することができるものとします。

八 信用取引の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額 の範囲内とします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当す る売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

二 先物取引等の指図

- (イ)委託会社は、日本の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託会社は、日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ)委託会社は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (二)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

へ 金利先渡取引の指図

- (イ)委託会社は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り ではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (二)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」とい います。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)ま での期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭 の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その 取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本と して定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日におけ る当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約す る取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次 の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株 式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で 保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ)上記(イ)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超 える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うも のとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券また は借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの 決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をするこ とができるものとします。
- (ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総 額を超えない範囲で行うものとします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相 当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることがで きます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担 保の提供の指図をするものとします。
- (口)上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超え ない範囲で行うものとします。
- (八)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相 当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をする ことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8 号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ)株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの 基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財

務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ)信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(八)流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ)ファンド固有の留意点

a . アクティブ運用型 E T F に関する留意点

ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。

委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報(PCF)を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額(インディカティブNAV)は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

b. 基準価額と取引価格の乖離に関する留意点

ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当 該取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取 引価格は一致しないことがあります。

(ロ)投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場 実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがありま す。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング やストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会 議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

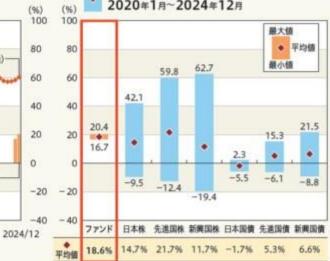
年間順落率: 2024年11月~2024年12月

分配金再投資基準価額:



ラアンド: 2024年11月~2024年12月

● 他の資産クラス: 2020年1月~2024年12月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

2022/1

2023/1

2024/1

- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。
- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

2020/1

2021/1

日本株	TOPIX (東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ペース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ペース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ペースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

イ 申込手数料

販売基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た申込手数料および 当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるもの とします。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

口 信託財産留保額

取得申込受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額です。

(2)【換金(解約)手数料】

イ 換金(買取り)手数料

販売会社は、受益権の解約または買取りに際して、当該販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。

換金(買取り)手数料は販売会社によるファンドの受益権の解約または買取りの取扱い事務等の 対価です。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

口 信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額です。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下のイと口の合計額とし、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

イ 計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.583%(税抜き0.53%)以内の率を乗じて得た額。 信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.5%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への 指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指 図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

ロ ファンドの信託約款に規定する有価証券の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料に55.0% (税抜き50.0%)以内の率を乗じて得た額とし、その配分については委託会社と受託会社で折半 します。

上記イおよび口の率、委託会社と受託会社の配分は、2025年2月17日現在です。(今後、変更される場合があります。)

(4)【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、原則として、計算 期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託 財産中から支弁するものとします。
- 口 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管 等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁する

ものとします。

- 二 受益権の上場にかかる費用および消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁することができます。2025年2月17日現在の料率および金額は、以下の通りです。
 - ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜き0.0075%)
 - ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場 した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に 対して、0.00825%(税抜き0.0075%)

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記(1)~(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

イ 個人受益者の場合

(イ)受益権の売却時の課税

売却時の差益(譲渡益)については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、確定申告は不要です。

また、売却時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(口)収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。

- (八)一部解約時および償還時の課税
 - 一部解約時および償還時の譲渡益についても上記 (イ)の受益権の売却時と同様の取扱いとなります。
- ロ 法人受益者の場合
- (イ)受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

(ロ)収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315% (所得税のみ)の税率で源泉徴収され、他の法人所得と合算して課税されます。

- (八)一部解約時および償還時の課税
 - 一部解約時および償還時の譲渡益についても上記(イ)の受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、 一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる 配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資 信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

2024年12月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,301,921,530	98.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	34,304,084	1.47
合計 (純資産総額)		2,336,225,614	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2024年12月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	みずほフィナ ンシャルグ ループ	銀行業	22,900	3,798.00	86,974,200	3,873.00	88,691,700	3.80

							1月1111	証券報告書(内国]	以只口
日本	株式	三井住友フィ	銀行業	20,700	3,615.00	74,830,500	3,764.00	77,914,800	3.34
		ナンシャルグ							
		ループ							
日本	株式	三菱UFJ	銀行業	20,500	1,816.00	37,228,000	1,846.00	37,843,000	1.62
		フィナンシャ							
	1.1. 15	ル・グループ							
日本	株式	三機工業	建設業	11,700			3,165.00		-
日本	株式	積水ハウス	建設業	9,500	3,547.00		3,782.00		
日本	株式	野村不動産	不動産業	9,100	3,789.00	34,479,900	3,905.00	35,535,500	1.52
		ホールディン							
	株式	グス	情報・通	222 000	155.90	24 750 110	158.00	25 219 200	1 51
日本		日本電信電話	信業	222,900					
日本	株式	全国保証	その他金融業	6,300	5,415.00	34,114,500	5,544.00	34,927,200	1.50
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	6,900	4,982.65	34,380,266	5,042.00	34,789,800	1.49
日本	株式	 	小売業	15,200	2,113.00	32,117,600	2,260.00	34,352,000	1 /17
日本	株式	月山崎争 トヨタ自動車	輸送用機	10,800	2,694.09		3,146.00		
			器						
日本	株式	オカムラ	その他製品	16,200	1,972.00	31,946,400	2,063.00	33,420,600	1.43
日本	株式	兼松	卸売業	12,400	2,750.00	34,100,000	2,633.00	32,649,200	1.40
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	14,700	1,973.00	29,003,100	2,158.50	31,729,950	1.36
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・	6,000	4,883.00	29,298,000	5,080.00	30,480,000	1.30
			土石製品	-,	,	, , , , , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
日本	株式	オリックス	その他金融業	8,900	3,315.00	29,503,500	3,408.00	30,331,200	1.30
日本	株式		医薬品	7,200	4,182.00	30,110,400	4,181.00	30,103,200	1.29
日本	株式	システナ	情報・通				363.00		-
H - T -	171.20		信業	01,000	011100	20,001,000	000.00	20,000,100	
日本	株式	マブチモー	電気機器	12,800	2,215.48	28,358,169	2,246.50	28,755,200	1.23
	14-15	ター	166 1-15	0.700	4 050 00	00.545.000	4 000 00	22 742 222	4 00
日本	株式	アマノ	機械	6,700	· ·		4,286.00		
日本	株式	トーカロ	金属製品	15,400			1,862.00		
日本	株式	アイティ フォー	情報・通 信業	20,000	1,394.00	27,880,000	1,427.00	28,540,000	1.22
 日本	株式	ベルシステム	サービス	22 000	1,285.00	28,270,000	1,287.00	28,314,000	1 21
口本	かまい	2 4 ホール	業	22,000	1,200.00	20,270,000	1,207.00	20,314,000	1.21
		ディングス	*						
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	5.300	5,397.00	28,604,100	5,340.00	28,302,000	1.21
日本	株式	日本たばこ産	食料品	6,900			4,080.00		
		業							
日本	株式	三菱食品	卸売業	5,600			5,020.00		-
日本	株式	メイテックグ	サービス	9,200	2,867.00	26,376,400	2,965.00	27,278,000	1.17
		ループホール	業						
	44-45	ディングス	高年## BE	10.000	4 400 ==	00.000.000	4 440 00	07 070 000	
日本	株式	アンリツ	電気機器	19,200			1,410.00		
日本	株式	コムシスホー	建設業	8,300	3,303.00	27,414,900	3,240.00	26,892,000	1.15
<u>□</u>	k# - 	ルディングス 仕方電与工業	非姓今屋	0.400	2 886 00	27 120 400	2 052 50	26 922 000	1 15
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	9,400	2,886.00	27,128,400	2,853.50	26,822,900	1.15

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	建設業	9.18
	食料品	2.14
	繊維製品	0.49
	化学	2.17
	医薬品	2.09
	石油・石炭製品	2.00
	ゴム製品	2.18
	ガラス・土石製品	3.77
	鉄鋼	0.92
	非鉄金属	1.87
	金属製品	3.61
	機械	2.15
	電気機器	6.27
	輸送用機器	4.23
	その他製品	2.64
	陸運業	0.84
	倉庫・運輸関連業	0.71
	情報・通信業	8.21
	卸売業	11.41
	小売業	5.27
	銀行業	9.44
	保険業	3.40
	その他金融業	2.79
	不動産業	2.74
	サービス業	8.00
合 計		98.53

【投資不動産物件】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

年月日	純資産	E総額	1 口当	たりの	東京証券取
470	(P	純資産額 (円)		引所取引価	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	格(円)
第1期 (2024年 5月20日)	3,363,282,198	3,405,990,798	566.21	573.40	566.2
第2期 (2024年11月20日)	2,269,664,515	2,301,504,515	570.27	578.27	571.9
2023年12月末日	2,392,216,623	-	500.46	•	500.9
2024年 1月末日	2,583,096,099	-	533.70	•	533.3
2月末日	2,724,991,780	-	549.39	-	549.9
3月末日	2,857,171,459	-	573.73	•	574.4
4月末日	3,263,666,501	-	576.62	•	575.9
5月末日	3,389,018,298	-	570.54	•	570.9
6月末日	3,020,191,078	-	580.81	•	581.0
7月末日	2,476,134,998	-	589.56	•	589.9
8月末日	2,144,745,040	-	570.41	•	570.7
9月末日	2,190,292,431	-	564.51	•	564.8
10月末日	2,201,351,632	-	567.36	•	568.3
11月末日	2,258,420,292	-	567.44	-	568.9
12月末日	2,336,225,614	-	586.99	-	587.5

- (注1)計算期間末日が休日の場合は、前営業日の東京証券取引所取引価格を表示しております。
- (注2)各月末日における東京証券取引所取引価格は、原則として、該当月の最終営業日における終値を 表示しておりますが、終値がない場合には、その直近値を表示しております。

【分配の推移】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

	計算期間	1口当たり分配金(円)
第1期	2023年11月28日~2024年 5月20日	7.19
第2期	2024年 5月21日~2024年11月20日	8.00

【収益率の推移】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

	収益率(%)	
第1期	14.7	
第2期	2.1	

(注)収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落 基準価額で除したものをいいます。ただし、第1期については、第1期計算期間末の分配付基準価 額から当初元本(1口当たり500円)を控除した額を当初元本(1口当たり500円)で除した値とし ております。

(4)【設定及び解約の実績】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

	設定口数(口)	解約口数(口)
--	---------	---------

第1期	6,340,000	400,000
第2期	220,000	2,180,000

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報



- ※分配金再投資基準価額、基準価額は、100□当たり、個託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

2024

主要な資産の状況

資産別構成

2023

資産の種類	国•地域	比率(%)
株式	日本	98.53
現金・預金・その他の資産	(負債控除後)	1.47
合計(純資産総額)		100.00

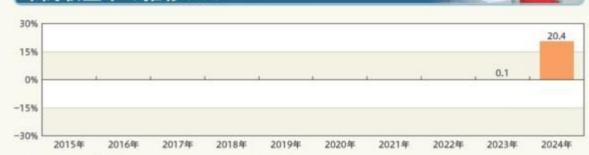
主要投資銘柄(上位10銘柄)

0(年)

国·地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.80
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.34
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.62
日本	株式	三機工業	建設業	1.59
日本	株式	積水ハウス	建設業	1.54
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	1.52
日本	株式	日本電信電話	情報·通信業	1.51
日本	株式	全国保証	その他金融業	1.50
日本	株式	KDDI	情報·通信業	1.49
日本	株式	青山商事	小売業	1.47

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
- ※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
- ※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
- 泰ファンドにはペンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ)当ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンド の取得申込みを行っていただきます。

株式による取得申込みはできません。

- (ロ)原則として、当ファンドの取得申込者が、委託会社が別に定める時限(営業日の正午)までに 取得申込みを行い、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その申込みの日を取得 申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受け付けます。なお、販売会社によっては対 応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
- (ハ)当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる 口数の増加の記載または記録を行うことができます。

また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設された受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と当該販売会社(当該販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます。

なお、当ファンドの金融商品取引清算機関は下記の通りです。

株式会社日本証券クリアリング機構

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二)申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下に定める期日または期間に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- 1.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間
 - (計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了 日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2 . 委託会社が信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのある やむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

(ホ)金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に 沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、その他やむを得ない事情があるとき は、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みの受付けを 取り消させていただく場合があります。

口 申込価額

取得申込受付日の基準価額に信託財産留保額(0.05%)を加算した価額(「販売基準価額」といいます。)となります。

八 申込手数料

販売基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た申込手数料および 当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込者から徴収することができるもの とします。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

二 申込単位

20,000口以上20,000口単位とします。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式 会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の販売基準価額×申込口数)に申込手数料および当該 手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお 支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

イ 信託契約の一部解約

(イ)受益者は、自己に帰属する受益権につき、20,000口以上20,000口単位をもって、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

受益権を株式と交換することはできません。

原則として、委託会社は、委託会社が別に定める時限(営業日の正午)までに解約請求が行われ、販売会社所定の事務手続きが完了した場合には、その請求の日を解約請求受付日として、当該解約請求を受け付けます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

受益者による解約請求は、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ロ)委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図し、当ファンドの信託契約の一部を解約します。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ハ)一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を 一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

- 一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
- (二)販売会社は、解約請求において、当該受益者から、当該販売会社が定める手数料および当該手 数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。
- (ホ)一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

(へ)申込不可日

上記にかかわらず、解約請求申込日が以下に定める期日または期間に当たる場合には、解約 請求の受付けは行いません。

- 1.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間 (計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日 の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2. 委託会社が信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ただし、委託会社は、上記に定める日における受益権の解約請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日 および期間における受益権の解約請求については、当該解約請求の受付けを行うことができます。

(ト)上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、信託 約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると認めたとき、その 他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および 既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。この場合、受益 者は当該受付中止前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一 部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の 計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ 受益権の買取請求

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託 終了日の2営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買い取ります。

受益権の買取価額は、買取請求受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取り時において、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を当該買取請求を行った受益者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよび既に受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該買取り停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその 買取請求を撤回しない場合には、当該買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取 請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドでは100口当たりの価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の 仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日 の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象の評価方法 >

主要投資対象	有価証券等の評価方法	
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の 最終相場で評価します。(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する 価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供 する価額または業界団体が公表する売買参考統計値 等で評価します。	
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表 する清算値段または最終相場で評価します。	

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友 D S アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2023年11月28日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ)信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、信託期間中において、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場 廃止となった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終 了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁 に届け出ます。

なお、委託会社は、その上場廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものと します。

- c. 委託会社は、上記 a の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を 行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由な どの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、 書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d.書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を 有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないとき は、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e.書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- f.上記c~eまでの取扱いは、委託会社が上記aの規定に基づいて信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記bの規定に基づいて信託契約を解約する場合、および信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c~eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。
- (ロ)信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(八)委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

- (二)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
 - b.上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、 信託を終了させます。

ロ 信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、 監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社 と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併 合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併 合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする 旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (八)上記(口)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二)書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)。
- (ホ)上記(ロ)から(二)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (へ)上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の 書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決 議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

八 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ニ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、一部解約金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ホ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が 譲渡・承継されることがあります。

へ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載します。

ト 運用にかかる報告書の開示方法

投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、運用報告書の作成、交付は行いません。なお、委託会社のホームページにおいてファンドの運用状況を開示します。

チ ポートフォリオ情報の開示

委託会社のホームページに、組入銘柄を日々掲載します。

リ 総経費率の開示

委託会社のホームページに、ファンドの計算期間における総経費率を掲載します。

- ヌ 金融商品取引所への上場
- (イ)委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権について、金融商品取引所に上場申請を行う ものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引 所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所が開設する市場に上場されるものとします。
- (ロ)委託会社および受託会社は、当ファンドの受益権が上場された場合には、上記(イ)の金融商 品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権 に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

文曲日の日する工体権利は人の過う

イ 分配金請求権および名義登録

受益者(計算期間終了日において受益者名簿に名義登録 されている受益者(「名義登録受益者」といいます。)とします。)は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

受託会社は、ファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。)または法人番号(同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあっては、氏名または名称および住所とします。以下同じ。)その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。)その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。

なお、受益者はファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。)を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社(受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者)に対して直接に行うことができます。

受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金について未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

受益者が、支払開始日から 5 年間、収益分配金の支払いを請求しないときは、受益者はその権利 を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

償還は、信託終了日現在において受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における 受益者(以下「信託終了時受益者」といいます。)として、当該信託終了時受益者に、信託終了 時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、当該信託終了時 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの信託の償還を するのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社 振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま す。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。)に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。

償還金の支払いは、原則として受託会社が、信託終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

信託終了による償還金について、支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 解約請求権および買取請求権

EDINET提出書類

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(E08957)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約または買取りを請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

二 書面決議における議決権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

書面決議の結果、当ファンドの解約または重大な信託約款の変更が行われる場合は、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期(2024年5月21日から2024年11月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【SMDAM Active ETF 日本高配当株式】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第1期 (2024年 5月20日現在)	第2期 (2024年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,590,193	230,810
コール・ローン	92,407,286	41,968,607
株式	3,276,234,050	2,230,408,780
未収入金	-	4,612,147
未収配当金	43,543,180	31,815,288
流動資産合計	3,413,774,709	2,309,035,632
資産合計	3,413,774,709	2,309,035,632
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	42,708,600	31,840,000
未払受託者報酬	421,715	418,330
未払委託者報酬	7,029,175	6,972,916
その他未払費用	333,021	139,871
流動負債合計	50,492,511	39,371,117
負債合計	50,492,511	39,371,117
純資産の部		
元本等		
元本	2,970,000,000	1,990,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	393,282,198	279,664,515
(分配準備積立金)	15,742	257,327
元本等合計	3,363,282,198	2,269,664,515
純資産合計	3,363,282,198	2,269,664,515
負債純資産合計	3,413,774,709	2,309,035,632

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第1期 自 2023年11月28日 至 2024年 5月20日	第2期 自 2024年 5月21日 至 2024年11月20日
営業収益		
受取配当金	50,505,580	39,577,788
受取利息	10,381	35,447
有価証券売買等損益	325,062,456	23,143,932
その他収益	2	265
営業収益合計	375,578,419	62,757,432
営業費用		
支払利息	7,089	<u>-</u>
受託者報酬	421,715	418,330
委託者報酬	7,029,175	6,972,916
その他費用	333,642	140,669
営業費用合計	7,791,621	7,531,915
営業利益又は営業損失()	367,786,798	55,225,517
経常利益又は経常損失()	367,786,798	55,225,517
当期純利益又は当期純損失()	367,786,798	55,225,517
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-	393,282,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,819,600	13,545,600
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	85,819,600	13,545,600
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,615,600	150,548,800
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	17,615,600	150,548,800
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
分配金	42,708,600	31,840,000
期末剰余金又は期末欠損金()	393,282,198	279,664,515

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

		第2期
	項目	自 2024年5月21日
		至 2024年11月20日
1.	有価証券の評価基準及び評	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しておりま
	価方法	す。
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所
		等の最終相場に基づいて評価しております。
(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引
		業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報
		会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお
		ります。
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断
		した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認
		める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期	第2期	
	項目	(2024年5月20日現在)	(2024年11月20日現在)
1.	当計算期間の末日におけ	5,940,000□	3,980,000□
	る受益権の総数		
2 .	1 単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 566.21円	1口当たり純資産額 570.27円
		(100口当たりの純資産額56,621円)	(100口当たりの純資産額57,027円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期	第2期
項目	自 2023年11月28日	自 2024年5月21日
	至 2024年5月20日	至 2024年11月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(42,724,342円)および分配準備積立金(0	(32,081,585円)および分配準備積立金
	円)より、分配対象収益は42,724,342円(100	(15,742円)より、分配対象収益は
	口当たり719.26円)であり、うち42,708,600	32,097,327円(100口当たり806.46円)であ
	円(100口当たり719円)を分配金額としてお	り、うち31,840,000円(100口当たり800円)
	ります。	を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

	第2期
項目	自 2024年5月21日
	至 2024年11月20日
1. 金融商品に対する	双組方針 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証
	券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対
	して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及	び金融商 (1) 金融商品の内容
品に係るリスク	1) 有価証券
	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計
	算期間については、株式を組み入れております。
	2) デリバティブ取引
	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいてお
	ります。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する
	こと、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としており
	ます。
	3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
	(2) 金融商品に係るリスク
	有価証券およびデリバティブ取引等
	当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リス
	ク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動
	性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用 部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にか かる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価について の確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる 確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第2期
	块 口	(2024年11月20日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計
	び差額	上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載し
		ております。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
		当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異
	事項についての補足説明	なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリ
		バティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引
		にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期(自 2023年11月28日 至 2024年5月20日)

種 類 当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	254,639,918円
合計	254,639,918円

第2期(自 2024年5月21日 至 2024年11月20日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
株式	10,287,219円	
合計	10,287,219円	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期

自 2024年5月21日

至 2024年11月20日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

15 日	第1期	第2期	
項 目	(2024年5月20日現在)	(2024年11月20日現在)	
期首元本額	2,000,000,000円	2,970,000,000円	
期中追加設定元本額	1,170,000,000円	110,000,000円	
期中一部解約元本額	200,000,000円	1,090,000,000円	

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

(単位:円)

				(土庫・コ)
A0 +I	+#- **	評価額		/#
銘 柄	株数	単価	金額	備考
安藤・間	19,000	1,191.000	22,629,000	
コムシスホールディングス	8,300	3,303.000	27,414,900	
オリエンタル白石	29,500	385.000	11,357,500	
東鉄工業	3,600	3,115.000	11,214,000	
東亜道路工業	15,900	1,250.000	19,875,000	
ライト工業	5,300	2,152.000	11,405,600	
積水ハウス	9,500	3,547.000	33,696,500	
エクシオグループ	13,500	1,800.000	24,300,000	
三機工業	11,700	2,991.000	34,994,700	
プリマハム	2,100	2,193.000	4,605,300	
キリンホールディングス	9,800	2,100.500	20,584,900	
日本たばこ産業	6,900	4,196.000	28,952,400	
富士紡ホールディングス	3,500	5,110.000	17,885,000	
日本曹達	6,000	2,656.000	15,936,000	

			有価証券	報告書(内国投資
アイカ工業	3,400	3,341.000	11,359,400	
ノエビアホールディングス	2,300	4,955.000	11,396,500	
バルカー	3,200	3,305.000	10,576,000	
武田薬品工業	7,200	4,182.000	30,110,400	
アステラス製薬	12,200	1,572.500	19,184,500	
ENEOSホールディングス	28,900	790.500	22,845,450	
コスモエネルギーホールディングス	3,300	6,728.000	22,202,400	
ブリヂストン	5,300	5,397.000	28,604,100	
フコク	12,600	1,800.000	22,680,000	
AGC	4,800	4,641.000	22,276,800	
日本特殊陶業	6,000	4,883.000	29,298,000	
黒崎播磨	7,000	2,428.000	16,996,000	
ニチハ	6,000	2,946.000	17,676,000	
大和工業	2,900	8,123.000	23,556,700	
三井金属鉱業	3,600	4,659.000	16,772,400	
住友電気工業	9,400	2,886.000	27,128,400	
トーカロ	15,400	1,797.000	27,673,800	
東洋製罐グループホールディングス	9,200	2,249.500	20,695,400	
横河ブリッジホールディングス	6,200	2,775.000	17,205,000	
アルインコ	15,200	959.000	14,576,800	
アマノ	6,700	4,256.000	28,515,200	
マックス	3,400	3,355.000	11,407,000	
スター精密	5,100	1,854.000	9,455,400	
マプチモーター	12,700	2,215.500	28,136,850	
MCJ	15,200	1,359.000	20,656,800	
アンリツ	19,200	1,162.500	22,320,000	
OBARA GROUP	1,600	4,050.000	6,480,000	
日本セラミック	8,400	2,659.000	22,335,600	
カシオ計算機	8,700	1,082.500	9,417,750	
キヤノン	4,400	4,994.000	21,973,600	
いすゞ自動車	14,700	1,973.000	29,003,100	
トヨタ自動車	10,100	2,698.500	27,254,850	
フタバ産業	14,300	646.000	9,237,800	
アイシン	9,300	1,628.000	15,140,400	
本田技研工業	6,700	1,364.500	9,142,150	
TAKARA & COMPANY	2,100	2,650.000	5,565,000	
リンテック	7,300	3,060.000	22,338,000	
オカムラ	16,200	1,972.000	31,946,400	
センコーグループホールディングス	13,200	1,495.000	19,734,000	
住友倉庫	5,900	2,750.000	16,225,000	
システナ	81,800	347.000	28,384,600	
アイティフォー	20,000	1,394.000	27,880,000	
日本電信電話	222,900	155.900	34,750,110	
KDDI	6,800	4,984.000	33,891,200	
沖縄セルラー電話 	2,500	4,285.000	10,712,500	
DTS	3,100	3,995.000	12,384,500	
シーイーシー	8,900	2,070.000	18,423,000	
JBCCホールディングス	4,800	4,840.000	23,232,000	

あらた 別日 6,600 3,000 19,284,000 別日 6,600 3,080.000 20,328,000 8	1	1	1	有価証券	報告書(内国投資
あい、ホールディングス 12,400 2,161.000 11,408,000 三菱食品 5,600 4,840.000 27,104,000 対原電影所事 2,900 7,687.000 22,271,300 兼給配置策 3,400 12,400 22,750.000 11,755,200 伊藤忠高再 第4位 12,400 2,750.000 22,276,800 名相の 22,276,800 名目の 24,28,600 名目の 24,28,800 名	あらた	6,400	3,010.000	19,264,000	
TOKAIホールディングス 12,400 920.000 11,408,000 三要食品 5,600 4,840.000 27,104,000 お原電気ホールディングス 1,500 3,265.000 11,785,200 伊藤忠商事 2,900 7,697.000 22,321,300 兼核 12,400 2,760.000 34,100,000 三井物産 6,800 3,766.000 34,100,000 三井物産 3,400 3,425.000 11,645.000 伊藤忠市本 10,400 1,606.000 11,702,400 東南テクニカ 13,800 1,485.000 20,493,000 イエローハット 4,000 2,512.000 10,048,000 回艦電機産業 5,6,600 3,821.000 21,397,600 区 11,413.000 イエローハット 4,000 2,512.000 10,048,000 回艦電機産業 5,6,600 3,821.000 17,238,600 VTホールディングス 12,600 458.000 5,770,800 日本瓦斯 10,400 10,400 21,397,600 日本瓦斯 10,400 2,113.000 32,117,600 日本瓦斯 10,400 2,100,000 日ま,041,600 日本瓦斯 10,400 2,100,000 18,041,600 日本瓦斯 10,400 2,100,000 32,117,600 日本瓦斯 10,400 1,800.000 日ま,041,600 日本 10,400 日本 11,666,000 日本 10,400 日本 11,666,000 日本 10,400 日本 11,666,000 日本 10,400 日本 10,400 日本 11,666,000 日本 1	双日	6,600	3,080.000	20,328,000	
三菱食品	あい ホールディングス	4,400	2,161.000	9,508,400	
表院電気ホールディングス	TOKAIホールディングス	12,400	920.000	11,408,000	
日本ライフライン	三菱食品	5,600	4,840.000	27,104,000	
世語志商事 2,900 7,697.000 22,321,300 兼枠 12,400 2,750.000 34,100,000 三井物産 6,800 3,276.000 22,276,800 稲地窟産業 33,400 3,425.000 11,645,000 伊藤忠エネクス 10,400 1,606.000 16,702,400 東陽テクニカ 13,800 1,485.000 20,483,000 イエローハット 4,000 2,512.000 10,048,000 反幡電機産業 5,600 3,821.000 21,397,600 D C Mホールディングス 12,600 488.000 5,770,800 日本正斯 15,200 2,113.000 32,117,600 カ井ゲルーブ 9,700 2,412.500 23,401,250 ケーズホールディングス 12,800 1,409.500 21,528,000 吉親住 フィナンシャルグルーブ 20,500 1,816.000 37,228,000 モオ住 フィナンシャルグルーブ 20,500 1,816.000 37,228,000 モオ住 カオ ロインシュアランスグルーブホール ディングス 3,800 5,631.000 17,236.800 かずほフィナンシャルグルーブ 22,900 3,788.000 86,974,200 M S & A D インシュアランスグルーブホール 7・イングス 8,400 5,631.000 21,397,800 エ B D ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,477.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 74,830,500 セコレック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,666.000 オーブンアップグルーブ 10,400 1,801.000 11,666.000 オーブシステム 2 4 ホールディングス 73,100 23.700 16,435.200 ユーエス・エス 17,100 1,380.000 39,544.000 ペルシステム 2 4 ホールディングス 9,200 1,885.000 26,376.400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376.400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376.400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376.400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 22,052.400	萩原電気ホールディングス	1,500	3,265.000	4,897,500	
# 位 12,400 2,750.000 34,100,000 日井物産 6,800 3,276.000 22,276,800 初、256.000 11,645,000 分の 22,276,800 初、256.000 11,645,000 分の 22,276,800 初、256.000 11,645,000 分の 11,645,000 16,702,400 東端子ンカー 13,800 1,485.000 20,493,000 イエローハット 4,000 2,512.000 10,048,000 日間電機産業 5,600 3,821.000 21,397,600 D C Mホールディングス 12,200 1,413.000 17,238,600 V T ホールディングス 12,600 458.000 5,770,800 日本互斯 10,400 2,070.000 21,528,000 青山商事 15,200 2,113.000 32,117,600 カーズ・ボールディングス 12,800 1,409.500 32,117,600 ラルゲーループ 9,700 2,412.500 23,401,250 クーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 至井住友フィナンシャル・グループ 20,700 3,615.000 74,830,500 セプン銀行 51,300 336.000 17,236,800 かずぼフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 M5 & A D インシェアランスグルーブホール 51,300 336.000 17,236,800 かずぼフィナンシャルグループ 22,900 3,780.000 23,218,800 オインクス 第一生命ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 21,397,800 T & D ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オーブンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 アルブスサンフロンティア不動産 6,200 1,801.000 11,656,000 オーブンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 アルブス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 7,100 1,380.000 9,548,000 次ルフトモト 5,700 2,739.000 16,612,300 9,547,200 0,20 2,652,400 紀井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 80分を記述がより、1,205.000 22,052,400	日本ライフライン	9,300	1,264.000	11,755,200	
三井物産	伊藤忠商事	2,900	7,697.000	22,321,300	
福畑産業 3,400 3,425.000 11,645,000 伊藤忠工ネクス 10,400 1,606.000 16,702,400 東陽テクニカ 13,800 1,485.000 20,493,000 イエローハット 4,000 2,512.000 10,048,000 日福電機産業 5,600 3,821.000 21,397,600 D C Mホールディングス 12,200 1,413.000 17,238,600 V T ホールディングス 12,600 458.000 5,770,800 日本 5,770,800 日本 6 1,413.000 32,117,600 カナモト 5,600 3,821.000 21,528,000 万元の 2,412.500 23,401,250 グーズホールディングス 12,600 458.000 32,117,600 カナモト 5,600 3,821.000 32,117,600 カナモト 5,700 3,615.000 74,830,500 で 2,412.500 23,401,250 グーズホールディングス 12,800 1,409,500 18,041,600 37,228,000 万元ホールディングス 12,800 1,409,500 18,041,600 37,228,000 万元の 3,615.000 74,830,500 17,236,800 が 74,830,500 17,236,800 が 74,830,500 17,236,800 336.000 17,236,800 336.000 17,236,800 336.000 17,236,800 336.000 17,236,800 32,117,900 18,041,600 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 23,218,800 17,236,800 31,000 24,377,800 18,414,500 37,900 34,114,500 34,114,500 37,900 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,500 34,114,5	兼松	12,400	2,750.000	34,100,000	
伊藤忠エネクス	三井物産	6,800	3,276.000	22,276,800	
東陽テクニカ	稲畑産業	3,400	3,425.000	11,645,000	
イエローハット 4,000 2,512.000 10,048,000 21,397,600 D C Mホールディングス 12,200 1,413.000 21,397,600 D C Mホールディングス 12,200 1,413.000 5,770,800 E A E M	伊藤忠エネクス	10,400	1,606.000	16,702,400	
日価電機産業 5,600 3,821.000 21,397,600 D C Mホールディングス 12,200 1,413.000 17,238,600 V T ホールディングス 12,600 458.000 5,770,800 日本瓦斯 10,400 2,070.000 21,528,000 カナビア・アイループ 9,700 2,412.500 23,401,250 アーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,700 1,816.000 37,228,000 サブ銀行 51,300 336.000 17,236,800 おずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホール ディングス 第一生命ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 全国保証 6,300 5,415.000 33,115.000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 34,114,500 34,114,500 37,228 37,98.000 6月が10の0 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 37,280 37,98.000 6月が10の0 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 34,114,500 37,280 37,98.000 6月が10の0 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 34,114,500 37,280 37,98.000 6月が10の0 全国保証 6,300 5,415.000 31,789.000 6月が10の0 29,503,500 17,190,000 第月が10の7 3,789.000 11,432.500 17,190,000 6月が10の0 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,656,000 11,	東陽テクニカ	13,800	1,485.000	20,493,000	
D C Mホールディングス 12,200 1,413.000 17,238,600 V T ホールディングス 12,600 458.000 5,770,800 日本瓦斯 10,400 2,070.000 21,528,000 清山商事 15,200 2,113.000 32,117,600 丸井グループ 9,700 2,412.500 23,401,250 ケーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,500 1,816.000 37,228,000 セプシ銀行 51,300 336.000 17,236,800 かずほフィナンシャルグループ 22,900 3,615.000 33,218,800 ジェノグス 第一生命ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 37,98.000 かずりカクス 8,900 3,315.000 21,397,800 日本リックス 8,900 3,315.000 22,503,500 セコーリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 18,730,400 パープル・ディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルブス技研 6,400 2,568.000 18,350.000 28,270,000 カナモト 7,700 2,739.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 28,270,000 カナモト 7,700 2,200 20,267.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	イエローハット	4,000	2,512.000	10,048,000	
VTホールディングス 12,600 458.000 5,770,800 日本瓦斯 青山商事 10,400 2,070.000 21,528,000 現井グループ 9,700 2,412.500 23,401,250 ケーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,500 1,816.000 37,228,000 土柱をフィナンシャルグループ 20,700 3,615.000 74,830,500 カずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 みずほフィナンシャルグループホールディングス 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルブス長研 イル	因幡電機産業	5,600	3,821.000	21,397,600	
日本瓦斯 青山商事 丸井グループ カボールディングス 三菱UFJフィナンシャル・グループ セブン銀行 カボールディングス 第一生命ホールディングス 全国保証 オリックス とコリック 野村不動産ホールディングス 大コンアップグループ オリックス とコリック 野村不動産ホールディングス サンフロンティア不動産 オープンアップグループ オープンアップグループ カイスシュアシスクループ カイスのの カイスのの カイスのの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスののの カイスのののの カイスののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスののののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスののののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスののののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスのののの カイスののののののの カイスのののののの カイスののののの カイスののののののの カイスののののののの カイスのののののの カイスののののののののの カイスののののののの カイスののののののののののの カイスののののののののののの カイスののののののののののののののの カイスののののののののののののの カイスのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	D C Mホールディングス	12,200	1,413.000	17,238,600	
青山商事 15,200 2,113.000 32,117,600 丸井グループ 9,700 2,412.500 23,401,250 ケーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,500 1,816.000 37,228,000 三井住友フィナンシャルグループ 20,700 3,615.000 74,830,500 セプン銀行 51,300 336.000 17,236,800 みずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホールディングス 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 オープンアップグループ 10,400 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,880.000 16,435,200 ア・オ・・ダブリュ	VTホールディングス	12,600	458.000	5,770,800	
丸井グループ 9,700 2,412.500 23,401,250 ケーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,500 1,816.000 37,228,000 三井住友フィナンシャルグループ 20,700 3,615.000 74,830,500 セプン銀行 51,300 336.000 17,236,800 みずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホール 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 コー・エス・エス	日本瓦斯	10,400	2,070.000	21,528,000	
ケーズホールディングス 12,800 1,409.500 18,041,600 三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,500 1,816.000 37,228,000 三井住友フィナンシャルグループ 20,700 3,615.000 74,830,500 セプン銀行 51,300 336.000 17,236,800 みずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホール 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 T & Dホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オーブンアップグルーブ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 ア・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ペルシステ	青山商事	15,200	2,113.000	32,117,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 20,500 1,816.000 37,228,000 三井住友フィナンシャルグループ 20,700 3,615.000 74,830,500 セブン銀行 51,300 336.000 17,236,800 みずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホール 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 テ・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ベルシステム 2 4 ホールデ	丸井グループ	9,700	2,412.500	23,401,250	
三井住友フィナンシャルグループ 20,700 3,615.000 74,830,500 セプン銀行 51,300 336.000 17,236,800 みずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホール 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 T & D ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 テー・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ベルシステム 2 4 ホールディング	ケーズホールディングス	12,800	1,409.500	18,041,600	
セブン銀行 51,300 336.000 17,236,800 みずほフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホールディングス 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 T & D ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 テー・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ペルシステム 2 4ホールディングス 2,000 1,285.000 28,270,000 カナモト	三菱UFJフィナンシャル・グループ	20,500	1,816.000	37,228,000	
おずぼフィナンシャルグループ 22,900 3,798.000 86,974,200 MS & A D インシュアランスグループホール 6,600 3,518.000 23,218,800 ディングス 第一生命ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 T & D ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 7,100 1,380.000 23,598,000 テー・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ペルシステム 2 4 ホールディングス 22,000 1,285.000 28,270,000 カナモト 5,700 2,739.000 15,612,300 メイテックグループホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	三井住友フィナンシャルグループ	20,700	3,615.000	74,830,500	
MS & A D インシュアランスグループホール	セブン銀行	51,300	336.000	17,236,800	
ディングス 第一生命ホールディングス 東京海上ホールディングス ス	みずほフィナンシャルグループ	22,900	3,798.000	86,974,200	
第一生命ホールディングス 2,500 3,840.000 9,600,000 東京海上ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 T & D ホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 テー・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ペルシステム 2 4 ホールディングス 22,000 1,285.000 28,270,000 カナモト 5,700 2,739.000 15,612,300 メイテックグループホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	MS&ADインシュアランスグループホール	6,600	3,518.000	23,218,800	
東京海上ホールディングス 3,800 5,631.000 21,397,800 T&Dホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 34,114,500 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 ア・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 イルシステム 2 4 ホールディングス 22,000 1,285.000 28,270,000 カナモト 5,700 2,739.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	ディングス				
T & Dホールディングス 8,400 2,427.500 20,391,000 全国保証 6,300 5,415.000 34,114,500 オリックス 8,900 3,315.000 29,503,500 ヒューリック 12,000 1,432.500 17,190,000 野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 ベルシステム 2 4 ホールディングス 22,000 1,285.000 28,270,000 カナモト 5,700 2,739.000 15,612,300 メイテックグループホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	第一生命ホールディングス	2,500	3,840.000	9,600,000	
全国保証6,3005,415.00034,114,500オリックス8,9003,315.00029,503,500ヒューリック12,0001,432.50017,190,000野村不動産ホールディングス9,1003,789.00034,479,900サンフロンティア不動産6,2001,880.00011,656,000オープンアップグループ10,4001,801.00018,730,400パーソルホールディングス73,100232.70017,010,370アルプス技研6,4002,568.00016,435,200ユー・エス・エス17,1001,380.00023,598,000テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	東京海上ホールディングス	3,800	5,631.000	21,397,800	
オリックス8,9003,315.00029,503,500ヒューリック12,0001,432.50017,190,000野村不動産ホールディングス9,1003,789.00034,479,900サンフロンティア不動産6,2001,880.00011,656,000オープンアップグループ10,4001,801.00018,730,400パーソルホールディングス73,100232.70017,010,370アルプス技研6,4002,568.00016,435,200ユー・エス・エス17,1001,380.00023,598,000テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	T&Dホールディングス	8,400	2,427.500	20,391,000	
ヒューリック12,0001,432.50017,190,000野村不動産ホールディングス9,1003,789.00034,479,900サンフロンティア不動産6,2001,880.00011,656,000オープンアップグループ10,4001,801.00018,730,400パーソルホールディングス73,100232.70017,010,370アルプス技研6,4002,568.00016,435,200ユー・エス・エス17,1001,380.00023,598,000テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	全国保証	6,300	5,415.000	34,114,500	
野村不動産ホールディングス 9,100 3,789.000 34,479,900 サンフロンティア不動産 6,200 1,880.000 11,656,000 オープンアップグループ 10,400 1,801.000 18,730,400 パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370 アルプス技研 6,400 2,568.000 16,435,200 ユー・エス・エス 17,100 1,380.000 23,598,000 テー・オー・ダブリュー 31,000 308.000 9,548,000 クルシステム 2 4 ホールディングス 22,000 1,285.000 28,270,000 カナモト 5,700 2,739.000 15,612,300 メイテックグループホールディングス 9,200 2,867.000 26,376,400 船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	オリックス	8,900	3,315.000	29,503,500	
サンフロンティア不動産6,2001,880.00011,656,000オープンアップグループ10,4001,801.00018,730,400パーソルホールディングス73,100232.70017,010,370アルプス技研6,4002,568.00016,435,200ユー・エス・エス17,1001,380.00023,598,000テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	ヒューリック	12,000	1,432.500	17,190,000	
オープンアップグループ10,4001,801.00018,730,400パーソルホールディングス73,100232.70017,010,370アルプス技研6,4002,568.00016,435,200ユー・エス・エス17,1001,380.00023,598,000テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	野村不動産ホールディングス	9,100	3,789.000	34,479,900	
パーソルホールディングス 73,100 232.700 17,010,370	サンフロンティア不動産	6,200	1,880.000	11,656,000	
アルプス技研6,4002,568.00016,435,200ユー・エス・エス17,1001,380.00023,598,000テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	オープンアップグループ	10,400	1,801.000	18,730,400	
ユー・エス・エス テー・オー・ダブリュー ベルシステム 2 4 ホールディングス17,100 31,000 22,000 5,700 31,285.000 2,739.0001,380.000 9,548,000 28,270,000 15,612,300 26,376,400 22,052,400カナモト メイテックグループホールディングス 船井総研ホールディングス9,200 9,4002,867.000 2,346.00026,376,400 22,052,400	パーソルホールディングス	73,100	232.700	17,010,370	
テー・オー・ダブリュー31,000308.0009,548,000ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	アルプス技研	6,400	2,568.000	16,435,200	
ベルシステム 2 4 ホールディングス22,0001,285.00028,270,000カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	ユー・エス・エス	17,100	1,380.000	23,598,000	
カナモト5,7002,739.00015,612,300メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	テー・オー・ダブリュー	31,000	308.000	9,548,000	
メイテックグループホールディングス9,2002,867.00026,376,400船井総研ホールディングス9,4002,346.00022,052,400	ベルシステム24ホールディングス	22,000	1,285.000	28,270,000	
船井総研ホールディングス 9,400 2,346.000 22,052,400	カナモト	5,700	2,739.000	15,612,300	
	メイテックグループホールディングス	9,200	2,867.000	26,376,400	
合 計 1,386,600 2,230,408,780	船井総研ホールディングス	9,400	2,346.000	22,052,400	
	合 計	1,386,600		2,230,408,780	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

EDINET提出書類 三井住友 D S アセットマネジメント株式会社(E08957) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

SMDAM Active ETF 日本高配当株式

2024年12月30日現在

資産総額	2,337,717,506円
負債総額	1,491,892円
純資産総額(-)	2,336,225,614円
発行済口数	3,980,000□
1口当たり純資産額(/)	586.99円
(100口当たり純資産額)	(58,699円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者に対する特典 ありません。

ハ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ)受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b.上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c.上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

二 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

ホ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の 規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2024年12月30日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株 発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

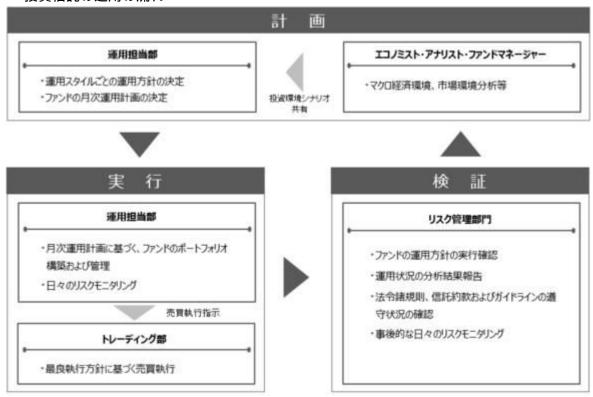
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助 言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を 行っています。

2024年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本 数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	653	13,883,788
単位型株式投資信託	81	644,347
追加型公社債投資信託	1	23,509
単位型公社債投資信託	141	218,600
合 計	876	14,770,245

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に 関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 当社は、第39期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法 第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第40期中間会計期 間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第 1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		

有形固定資産 1		有侧征分积口音(内凹投具后式
1 付形回足員座 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1,361,305	1,265,924
	, ,	, ,
器具備品	559,057	516,485
土地	710	710
リース資産	4,114	1,782
建設仮勘定	81,240	-
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160
Z-H		, ,

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050

株主資本		,
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	142,558	50,045
	142,558	50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
 負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
	至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		61,471,271		69,953,226
運用受託報酬		8,978,419		11,147,187
投資助言報酬		1,273,386		1,302,916
その他営業収益				
サービス支援手数料		208,222		319,553
その他		22,995		8,758
営業収益計		71,954,296		82,731,642
営業費用				
支払手数料		28,036,456		32,014,851
広告宣伝費		294,588		320,694
調査費				
調査費		3,749,357		4,637,211
委託調査費		11,455,987		12,412,033
営業雑経費				
通信費		61,068		56,291
印刷費		452,951		457,187
協会費		38,701		38,305
諸会費		33,447		30,484
情報機器関連費		5,067,617		5,268,275
販売促進費		29,621		31,339
その他		197,696		253,344
営業費用合計		49,417,495		55,520,019
一般管理費				
給料				
役員報酬		219,872		232,329
給料・手当		7,807,797		8,043,456
賞与		1,042,472		1,073,375
賞与引当金繰入額		1,798,492		2,854,060
交際費		27,713		57,134
寄付金		25,518		26,400

(単位:千円)

17,680,450

14,096,622

14,096,622

12,385

12,385

31,764,687

7,802,794

1,314,394

6,488,400

25,276,287

当事業年度

(自 2023年4月1日

		有仙訨夯報告書(内国投資信託
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

前事業年度

(自 2022年4月1日

2024年3月31日) 2023年3月31日) 至 営業外収益 11,021,392 受取配当金 1,755 1,373 2,840 受取利息 199,056 金銭の信託運用益 時効成立分配金・償還金 521 461 2,281 2,143 原稿・講演料 投資有価証券償還益 119,033 5,384 12,261 投資有価証券売却益 25,848 為替差益 5,816 雑収入 91,814 129,137 11,372,678 営業外収益合計 248,443 営業外費用 金銭の信託運用損 454,339 10,829 83,598 投資有価証券償還損 152,691 48,575 投資有価証券売却損 為替差損 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106

3,347,770

13,203

126,832

30,075

170,111 3,177,659

1,622,064

1,080,631

2,097,028

541,433

(3)【株主資本等変動計算書】

経常利益 特別利益

特別利益合計 特別損失

子会社株式売却益

固定資産除却損

早期退職費用

税引前当期純利益

法人税等調整額

法人税等合計 当期純利益

法人税、住民税及び事業税

支払補償費

特別損失合計

1

2

3

4

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

(+0.11)						
株主資本						
		資本剰余金		利益	利益剰余金	
資本金	次士进供会	その他資本	資本剰余金	到光準供合	その他利益剰余金	
	貝平华湘玉	剰余金	合計	利 盆华佣金	繰越利益剰余金	
2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794	
					2,540,254	
					2,097,028	
-	-	-	-	-	443,225	
2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568	
	2,000,000	資本準備金 2,000,000 8,628,984	資本剰余金 資本を 資本準備金 2,000,000 8,628,984 73,466,962	資本金 資本準備金 その他資本 利余金 資本剰余金 2,000,000 8,628,984 73,466,962 82,095,946 - - - -	資本金 資本剰余金 その他資本 利益準備金 2,000,000 8,628,984 73,466,962 82,095,946 284,245	

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	での他有価証券評価差額金		
	合計		許逥左积並	差額等合計	
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	2,540,254	2,540,254			2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の					
項目の当期変動			439,697	439,697	439,697
額(純額)					
当期変動額合計	443,225	443,225	439,697	439,697	882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本剰余金利益剰余金			益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本	資本剰余金	到共進供令	その他利益剰余金
		貝华华湘立	剰余金	合計	利益準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の						
項目の当期変動						
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		2の仏左体証券	評価・換算	 純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	辞価・授算 差額等合計	
	合計		計測左領並	左領守口司	
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201

1,591,892	1,591,892			1,591,892
25,276,287	25,276,287			25,276,287
		92,513	92,513	92,513
23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
	25,276,287	25,276,287 25,276,287 23,684,394 23,684,394	25,276,287 25,276,287 92,513 23,684,394 23,684,394 92,513	1,591,892 1,591,892 25,276,287 25,276,287 92,513 92,513 23,684,394 23,684,394 92,513 92,513

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託:時価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~30年 器具備品 4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年ソフトウェア(自社利用分)5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生

していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資ー任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度		
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)		
建物	301,463千円	397,568千円		
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円		
リース資産	7,493千円	9,824千円		

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	<u>- 千円</u>	千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	12,514千円	- 千円

(損益計算書関係)

1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

2 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)

建物	2,482千円	9,039千円
器具備品	4,273千円	2,987千円
リース資産	532千円	- 千円
ソフトウェア	5,915千円	358千円

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	•	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	-
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保 を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に 従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては 所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握してい ます。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	12,645,575	12,645,575	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	9,182,466	9,182,466	-
資産計	21,828,042	21,828,042	-

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	39,809	40,370
(2)組合出資金等	-	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類してお ります。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時 価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレ ベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	時1回			
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	12,645,575	-	12,645,575
その他有価証券	-	9,182,466	-	9,182,466
資産計	-	21,828,042	•	21,828,042

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	• /			(1 - 1 1 1 3)
区八		時	価	
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	23,435,831	-	23,435,831
その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成され ております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されてい る基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円)は、市場価格がないことから、記載しておりませ h.

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6,038,462	6,295,278	256,815
小計	6,038,462	6,295,278	256,815
合計	9,182,466	9,349,645	167,178

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	1,675,637	25,848	152,691
			(単位:千円)
- 1	/告\黑克	海によったは短	海ではってはは

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575
		(単位:千円)

		(
償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	12,781	34,405
退職給付の支払額	479,583	466,321
過去勤務費用の発生額	-	20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(単位:千円)

		(
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5.027.832	4.941.989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日	当事業年度 (自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	12,781	34,405
過去勤務費用の費用処理額	-	20,064
その他	39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用 による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

工女は奴垤可昇工の可昇を促し加里土均	し衣わしてのりより。)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
割引率	0.230%	0.440%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
尼江兴入次立		
繰延税金資産 		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	193,662	198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	-
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産(負債)の純額	550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.0	10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	1.3	-
その他	1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形 固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 - 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セ

グメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

									(+	17. 1111/
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2.親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
****	(株)三井住友 南京都	AFI (= NI/			子会社株式の売 却(売却価格)	24,000,000				
親会社	フィナンシャ ルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式売却益	14,096,622	-	-

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,587.21円	3,289.22円
1株当たり当期純利益	61.91円	746.27円

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

2. 「你当たり当期託刊品の昇足工の基礎は、次のこのりであります。					
	前事業年度	当事業年度			
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日			
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)			
1株当たり当期純利益					
当期純利益(千円)	2,097,028	25,276,287			
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-			
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,097,028	25,276,287			
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060			

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

計期間 30日) 47,554,844
47 . 554 . 844
47.554.844
47.554.844
,
32,385,266
500,088
668,897
14,766,695
3,912,269
414,955
95,923
107,185
100,406,126
1,723,779
2,588,598
8,275,427
2,669,494

|投資信託受益証券)

		二斤圧及レコアピットマホン
無形固定資産合計		有価証券報告書(13,533,520
投資その他の資産		10,000,020
投資を必要性		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産 		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
債の部		
流動負債		05.045
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	2	864,362
流動負債合計		19,168,682
固定負債		
ーースス 退職給付引当金		5,101,556
固定負債合計		5,101,556
自		24,270,238
只快口叫		24,270,230
資産の部 ##は次本		
株主資本		0.000.000
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		40,000,000
繰越利益剰余金		19,992,998
利益剰余金合計		20,277,244
株主資本合計		104,373,190
評価・換算差額等		
		108,191
評価・換算差額等		
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金		108,191

(2)中間損益計算書

	(単位:千円)
	第40期中間会計期間
	(自 2024年4月1日
	至 2024年9月30日)
営業収益	

		有
委託者報酬		38,900,518
運用受託報酬		5,763,952
投資助言報酬		699,359
その他の営業収益		206,638
営業収益計		45,570,468
営業費用		30,344,119
一般管理費	1	10,363,314
営業利益		4,863,035
営業外収益	2	482,490
営業外費用	3	179,370
経常利益		5,166,155
特別損失	4	0
税引前中間純利益		5,166,155
法人税、住民税及び事業税		1,475,655
法人税等調整額		64,954
法人税等合計		1,410,700
中間純利益		3,755,454

(3)中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本剰余金				利益剰余金		
	資本金		その他資本	資本剰余金	利益	その他利益剰余金	
	貝쑤並	資本準備金	を 利余金	貝 中 利 ホ 並 合計		繰越利益	
			剁木並	口削	準備金	剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963	
当中間期変動額							
剰余金の配当						10,838,419	
中間純利益						3,755,454	
株主資本以外の							
項目の当中間期							
変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	ı	-	-	7,082,964	
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998	

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金				
	利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の					
項目の当中間期			58,146	58,146	58,146
変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	7,082,964	7,082,964	58,146	58,146	7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	108,191	108,191	104,264,998

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる もの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~30年 器具備品 4~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14年顧客関連資産6~19年ソフトウェア(自社利用分)5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において 発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付 算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け 取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合とし て認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合とし て認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間	
(2024年9月30日)	

1.有形固定資産の減価償却累計額

1,996,227千円

2.消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に 含めて表示しております。

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額 10,000,000千円

借入実行残高

差引額 10,000,000千円

(中間指益計算書関係)

州间俱盆引昇音)别份)				
		第40期中	国会 計	計期間
	(自	2024年4月1日	至	2024年9月30日)
1.一般管理費のうち主要なもの)			
のれん償却費		152,270千円		
減価償却実施額				
有形固定資産		134,998千円		
無形固定資産	1,	537,662千円		
2.営業外収益のうち主要なもの)			
受取配当金		387,174千円		
投資有価証券売却益		798千円		
為替差益		6,926千円		
3.営業外費用のうち主要なもの)			
金銭の信託運用損		11,765千円		
投資有価証券償還損		124,882千円		
投資有価証券売却損		93千円		
投資事業組合運用損		42,628千円		
4.特別損失のうち主要なもの				
固定資産除却損		0千円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	33,870,060株	-	1	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

第40期中間会計期間						
(自	2024年4月1日	至	2024年9月30日)			
1.オペレーティング・リース取引						
(借主側)						
未経過リース料(解約不能のも	5の)					
1 年以内 1	,145,406千円					
_1年超5	,081,701千円					
合 計 6	,227,108千円					
	(自 1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のも 1年以内 1 1年超 5	第40期中 (自 2024年4月1日 1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの) 1年以内 1,145,406千円 1年超 5,081,701千円	第40期中間会言 (自 2024年4月1日 至 1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの) 1年以内 1,145,406千円 1年超 5,081,701千円	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの) 1年以内 1,145,406千円 1年超 5,081,701千円	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの) 1年以内 1,145,406千円 1年超 5,081,701千円	

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間(2024年9月30日)

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

			(
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	-
(2)投資有価証券			
その他有価証券	7,511,892	7,511,892	1
資産計	39,897,158	39,897,158	-

(注1)市場価格のない金融商品

(単位:千円)

	(1121113)
区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日) 第5項に従い、1.金融商品の時価等に関する事項及び2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対

象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るイン

プットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

				<u> </u>				
区八	時価							
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	32,385,266	-	32,385,266				
その他有価証券	-	7,511,892	-	7,511,892				
資産計	-	39,897,158	-	39,897,158				

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成され

ております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、 時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日)

1.子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を			
超えるもの			
投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を			
超えないもの			
投資信託等	4,197,965	4,313,296	115,330
小計	4,197,965	4,313,296	115,330
合計	7,511,892	7,613,663	101,770

(注)組合出資金等(中間貸借対照表計上額 1,117,008千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。 (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 1株当たり純資産額 3,078円38銭 1株当たり中間純利益 110円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ)定款の変更

該当ありません。

(口)その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(口)資本金の額 342,037百万円(2024年3月末現在)

(八)事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報:再信託受託会社の概要〕

名称 株式会社日本カストディ銀行 ・ 資本金の額 51,000百万円(2024年3月末現在)

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す ・事業の内容

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2024年3月末現在	事業の内容	
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	83,616	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
シティグループ証券株式会社	96,307	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
SMBC日興証券株式会社	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
バークレイズ証券株式会社	38,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
BNPパリバ証券株式会社	102,025	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,905	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。	

ゴールドマン・サックス証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

コールドマン・リック人証が休込会社の資本金の領は、2023年12月末現在です。 シティグループ証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。 バークレイズ証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。 エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

口 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱 い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金の支払事 務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。) 該当ありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>				
提出年月日	提出書類			
2024年 8月15日	有価証券届出書の訂正届出書			
2024年 8月15日	有価証券報告書			

独立監査人の監査報告書

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中 2024年6月14日

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐藤栄裕

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 深井康治

監杳意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な 不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関 する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが 求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来 の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並び に財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年2月5日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 涉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げら れているSMDAM A c t i v e ETF 日本高配当株式の2024年5月21日から2024年11月20日までの計算期間の財務 諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMDA M Active ETF 日本高配当株式の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の 損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容 に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する ことが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場 合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない かどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家として の判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況 により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

2024年11月18日

裕

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐藤栄

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 深井康治

中間監査意見

取締役会 御中

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認 められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は 重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手 した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。